

平成27年度 主な入札契約制度について

I. 入札契約制度全般に関すること

(1)〔建設工事〕工事費内訳書の提出【拡大】

一般競争入札においては入札書提出時、指名競争入札においては落札者のみ契約時に工事費内訳書を提出していただいておりますが、このたび「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に伴い、一般競争入札及び指名競争入札において、入札書提出時に工事費内訳書の提出が必要となります。

(2)〔共通〕市内企業の優先【継続】

機械器具設置工事、その他特殊な案件を除き市内企業への優先発注に努めます。

(3)〔建設工事〕最低制限価格等の設定【拡充】

最低制限価格等の設定は以下のとおりです。

(「建設工事の最低制限価格の改正について」：平成26年12月8日)

対象案件	最低制限価格（税抜き）
予定価格（税込み） 5千万円以上 ・一般競争入札 ※（総合評価方式含む）	・設定方法は現行どおり、10万円単位で設定
予定価格（税込み） 1千万円以上5千万円未満 ・一般競争入札 ※（総合評価方式含む）	・設定方法は現行どおり、10万円単位で設定 ・ただし、予定価格（税抜き） $\times 9/10$ に満たない場合は、予定価格（税抜き） $\times 9/10$ （10万円未満切り上げ）
予定価格（税込み） 1千万円未満 ・指名競争入札	・設定方法は現行どおり、1万円単位で設定 ・ただし、予定価格（税抜き） $\times 9/10$ に満たない場合は、予定価格（税抜き） $\times 9/10$ （1万円未満切り上げ）

※新潟市建設工事総合評価方式試行要領第15条第1項に規定する「最低制限価格と同様に計算した数値」も該当します。

Ⅱ. 総合評価方式に関すること

(1) 配置予定技術者（主任（監理）技術者）の適用年齢【改正】

〔現行〕 配置予定技術者は、契約工期内に満65歳を迎える者までを限りとし、
65歳を超える者は配置出来ない。

〔改正〕 65歳の年齢制限を撤廃します。

(2) 高齢者雇用の適用年齢【改正】

〔現行〕 60歳以上65歳未満の者（高齢者）の継続雇用を評価

〔改正〕 60歳以上の者（高齢者）の継続雇用を評価します。

（65歳の年齢制限を撤廃します。）

(3) 共同企業体の工事成績【拡充】

〔現行〕 評価対象外

〔改正〕 平成26年3月18日付、「平成26年度入札契約制度改正」でお知らせしたとおり、企業の「工事成績（平均点）」及び「同種工事の工事成績（回数）」の評価にあたり、出資比率20%以上の代表者及び構成員を対象に、平成26年度以降共同企業体で竣工した工事の工事成績評定点を評価の対象とします。

(4) 共同企業体の優良工事表彰等【拡充】

〔現行〕 評価対象外

〔改正〕 共同企業体の工事成績の拡充にあわせ、企業の「優良工事表彰等」の評価にあたり、出資比率20%以上の代表者及び構成員を対象に、平成26年度以降の共同企業体での優良工事表彰受賞及び共同企業体で竣工した工事の工事成績評定点を評価の対象とします。